

淀川水系流域委員会 第52回委員会(2006.10.10開催)結果報告		2006.10.27庶務発信
開催日時	2006年10月10日(火) 16:00~19:20	
場所	みやこめっせ 地下1階 第1展示場A面	
参加者数	委員16名、河川管理者(指定席)17名、一般傍聴者(マスコミ含む)119名	
<b>1. 決定事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書」に付する。</li> <li>「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」をまとめるためのWGを発足する。WGリーダーは今本委員、WG委員は全委員とする。</li> <li>部会検討会およびWG検討会については、一般の方も傍聴できるようする(傍聴可能人数や傍聴申込手順等、具体的な方法については後日検討する)。作業検討会については、従来通り、非公開とする。運営会議については、希望する委員は傍聴できるものとする。</li> <li>事業中の5ダムについて検討を行うWGを発足する。丹生ダム担当は今本委員、大戸川ダム担当は澤井委員、天ヶ瀬ダム担当は綾委員、川上ダム担当は川上委員、余野川ダム担当は高田委員。具体的な検討の進め方は後日検討する。</li> </ul>		
<b>2. 報告の概要</b> :庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。		
<b>3. 審議の概要</b>		
<b>①平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について</b>		
審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」について委員から説明がなされた後、「1.決定事項」の通り、審議資料1を少数意見として付することが決定した。		
<b>②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について</b>		
「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」の検討体制について意見交換がなされ、「1.決定事項」の通り、WGの発足が決定した。		
<b>③部会・WGの検討状況と今後の予定について</b>		
審議資料3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」、審議資料3-2「利水・水需要管理部会検討資料 目次案」、審議資料3-3「水位操作WG意見書 目次案」を参考に、検討経過や意見書作成状況について部会長およびWGリーダーから説明がなされた。その後、審議資料3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」と事業中の5ダムについて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。		
<b>○「住民参加のさらなる進化に向けて」に関する意見</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は流域委員会に河川法が規定している「必要があると認められるとき」や「必要な措置」について意見を求めている。意見が分かれている重要な事業(例:狭窄部開削、洗堰水位操作、淀川河川公園等)ごとに意見を述べる必要があるのではないか。意見書の目次案やたたき台で河川管理者の要請に応えられるのか、疑問だ。</li> <li>「社会的合意」については河川管理者から意見を求められていない。意見書をまとめる必要性を感じない。 ←流域委員会は「提言」の中で「社会的合意」について述べたが、「社会的合意」の内容について明確な記述をしなかった。この機会に流域委員会としての見解を述べておきたい。 ←「社会的合意については河川管理者から意見を求められていないから書かないでよい」という意見には反対だ。流域委員会は「提言」で「社会的合意」という言葉を使い、批判を受けていることも確かだ。できるだけ「社会的合意」についてまとめて、その意味を示したい。</li> <li>この意見書の重要な部分は、「II章 3.意見聴取と反映の仕組み」だと思っている。しかし、この項の本来の趣旨は「聴取した意見の反映の仕組みづくり」だ。趣旨を変えた方がよい。</li> <li>住民参加制度は、行政によるよりよい計画づくり、よりよい施策のための手続きだ。決して根拠のない制度ではないが、住民参加制度の内容は多義にわたる。どのような内容を住民参加制度に盛り込むかは様々な考え方がある。日本では個別の法律の中で定められているが、あくまでも「意見を聞く」にとどまっている。しかし、住民参加制度の根拠に遡れば「意見を聞く」にとどまっていてはならず、「意見反映」に踏み込まないといけない。河川法は「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定しており、河川法においてどのような住民参加をするのか、実質的な住民参加をどのような方法で実現するのかを模索しなければならない。流域委員会は河川管理者が実施した対話集会を検討し、効果的に実質的な住民参加を実現するための手法を示しておく必要がある。</li> </ul>		

## ○事業中の5ダムについて

事業中の5ダムについてさらに意見を述べるかどうかについて検討がなされ、「1. 決定事項」のとおりに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者は「淀川水系5ダムについての方針」（平成18年7月）において、3つのダムは実施、2つのダムは当面実施しないという方針を示した。流域委員会はこの方針への見解を示したが、今後、仮に「当面実施しない」となった場合に「当面」の間に何をしておくべきなのか、あるいは「実施する」となった場合に実施までの期間に何をすべきなのか、WGで議論をして意見を述べておかなければならないと考えている（委員長）。

←委員長の提案に賛成したい。次期次流域委員会にも関連してくる。現委員の任期中に河川管理者から河川整備計画原案が示されるかどうかは甚だ疑問であり、おそらく現流域委員会が意見を述べる機会はないだろう。これまでの流域委員会の活動・神髄を次期流域委員会に継続しないといけない。そのためにも事業中のダムに対する一定のとりまとめをして、次期流域委員会に継承しないといけない。

←ご意見と意気込みは理解できるが、残りの時間で意見書作成の見通しが立つか。どのような意見書にするつもりなのか、もう少し具体的に示してもらわなければ、見通しを立てることもできない。

- ・利水・水需要管理部会の検討資料目次（案）では、「三重県の利水」と「琵琶湖の夏期制限水位と異常渴水時の水位低下」について記載されているが、事業中のダムに係わる事項なので、ダムWGで検討を進めたい。
- ・滋賀県知事は丹生ダム凍結を掲げて当選した。これは民意ではないか。前知事は丹生ダム早期着工を要請していたが、流域委員会はこの変化をどう受け止めるのか、検討して欲しい。

## ④その他

### ○部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について

非公開で開催されている部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおりに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・非公開で開催してきた部会検討会とWG検討会を一般傍聴者に公開することができないか。先着順になるかもしれないし、配付資料も渡せないかもしれないが、公開できないかと考えている（委員長）。

←5～10名程度であれば大丈夫ではないか。当日、一般傍聴者から意見を聴取することも重要だ。

- ・地域別部会をどうするか。テーマ別部会の議論は地域別部会の課題でもある。地域別部会で議論をする必要があるのではないか。地域別部会は事業中の5ダムとも関わりが深い。

←できるだけ足並みをそろえたい。今後検討する（委員長）。

### ○次期流域委員会について：次期流域委員会について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・現流域委員会は次期流域委員会の体制について決定する立場にはないが、第1次流域委員会は第2次流域委員会の体制について意見を述べた。次期流域委員会に対するご意見があればお願いしたい（委員長）。
- ・次期流域委員会の委員公募がはじまっていない。次期流域委員会について何か決まっているのか（委員長）。  
←何も決まっておらず、委員選定も始まっていない。今後どうするのか、検討を行っている（河川管理者）。
- ・河川整備計画原案に対して意見を述べるのが流域委員会の本来の任務であり、原案が出てこないのであれば、流域委員会を継続するのが筋だ。少なくとも委員の公募は原則として継承されなければならない。
- ・河川管理者はこれまでの流域委員会の活動を「河川整備計画を策定する」という立場から見てきた。次期流域委員会については全面的に河川管理者に預け、適切な委員を河川管理者が選定すればよい。
- ・委員選定の際には出席率を考慮すべきだ。委員の年齢制限もやめておくべき。活動内容を評価すべきだ。
- ・流域委員会の特徴は、労を厭わず自ら筆を執り、河川管理者とキャッチボールをしてよりよいものを示すことだ。これを次期流域委員会に継承しなければならないし、継承できる委員と共有できる新しい委員を選定して頂きたい。河川管理者には、速やかに次期流域委員会設置に向けた考え方を示してもらいたい。
- ・次期流域委員会に対する流域委員会の意向を伝える要望書をまとめるべきではないか。  
←運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。

### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・次期流域委員会でも委員公募はすべきであり、審議内容の継続という観点からみて、現委員の半数以上が残らなければならない。委員会は期限を区切って河川管理者から次期流域委員会についての回答を求めるべきだ。また、制度として住民が意見を述べる機会はあるが、ほとんどの住民が知らない。「知らない住民が悪い。行政としては手続きを踏んでいる」というのがこれまでの行政側の主張だったが、流域委員会はここをきちんとやってきた。社会的合意のあり方を示すのが住民参加部会の役割だ。どうすれば社会的合意が得られるかを示して欲しい。

- ・次期流域委員会では、整備計画原案の審議ができるよう、現在の全委員を再任するよう求める。6月に前深瀬川環境探索ハイキングや地元団体と連携した水質調査を行った。きれいな水源地域と思い込んでいたが、汚染水だった。水生生物簡易判定でやや汚い水、パックテストでCOD 化学的酸素要求量 8 ppm。2001 年、2002 年の木津川流域一斉水環境調査でもワースト上位だった。これは川上ダム建設事業実施と無縁ではない。ハーモニーフォレスト整備事業や産廃の違法投棄等、ダム事業者は責任を受けとめ、汚染源の追及と対策を実行する責務を認識して頂きたい（参考資料 1 No. 717）。高山ダムについては、曝気装置の効果が全く上がってない。8月に3度観察調査を行ったが、曝気で吹き上がる水は緑色（アオコ）だった。高山大橋付近は赤色（赤潮）だった。他にも、重金属、化学物質、ヘドロによって高山ダム湖は重症であり、解決にはダム撤去か治水専用ダムへの変更しかない。高山ダムの利水にしても京阪神は水余り状態であり、発電についても関西電力もコストの高い小規模発電所が邪魔になっている。高山ダムの貯水を廃止することがダム湖周辺を含めた環境回復のための必須条件だ。月ヶ瀬地域は高山ダムによって月ヶ瀬梅渓を失った。奈良市に対し世界文化遺産月ヶ瀬梅渓創造事業を立ち上げるよう提案しているが、地域住民大半の希望は月ヶ瀬梅渓の復活であることを知って頂きたい。
- ・淀川フルプランに関しては、平成 14 年 10 月に各府県に水需給想定調査が国土交通省水資源部から発出されているがいまだに回答がない。一方で、水資源機構法施行令 18~42 条「撤退ルール」によると利水者が水資源開発事業から撤退するという公文書を水資源機構に送れば撤退ルールが発動すると水資源機構施行令の担当課から聞いたが、例えば大阪府は丹生ダムからの撤退を表明しているながら公文書を出していない。利水者総撤退でありながらいまだに白紙に戻らない丹生ダムに関して十分な透明性と説明責任を果たすべきだ。それから、異常渴水の頻発が問題になっているが、「渴水」とは何か、利水安全度や維持流量は妥当なのかといった議論が十分なされていないのではないか。異常渴水や水資源開発の専門家金城学院大学の伊藤達也氏のご意見も含めて、次期流域委員会でも継続して議論をお願いする。
- ・第 2 次流域委員会は河川工学者を増やして 10 名になったが、すでに 1 名やめており、他の河川工学専門委員の出席率もよくなく、機能していない。また、第 1 次流域委員会の地域に特性に詳しい委員 16 名のうち 4 名だけが継続で新規委員は 1 名だけだった。住民代表の委員を残すことが一番の住民参加ではないか。監視している者がいるということを心して臨んで頂きたい。
- ・河川管理者の回答に誠意がない。一般傍聴者の意見へも回答していくべきだ。ダムのフォローアップに関しても、河川管理者が環境委員会に提出した資料を流域委員会に出すべきだ。河川管理者は仕事を放棄しているのではないか。
- ・一般住民の会議傍聴と発言は住民参加において重要なことだ。公開で会議を開催することは何より重要だ。一般傍聴者には河川管理者も多く、これをきちんと精査すれば、大きな会場は必要ない。また、次期流域委員会が危うい状況というのはとんでもないことだ。流域委員会をやめれば河川管理者は地元住民の信頼をすべて失う。委員公募も重要だ。こういった手順を踏んでいかないと社会的合意には到達しない。制度的に保証していくことが非常に大事だ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。